

## 八戸工業大学 I R 委員会規程

制定 平成 29 年 3 月 7 日（教授会）

### （趣 旨）

第 1 条 八戸工業大学社会連携学術推進室規程第 6 条に基づき、I R 委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

### （委員会）

第 2 条 委員会は、I R（Institutional Research）に係る次に掲げる事項について検討する。

- 一 本学の教育研究等の活動に係るデータの収集・分析・公表に関する事項
- 二 本学の意思決定を支援するための調査研究に関する事項
- 三 大学の中長期目標と基本計画の策定に係る調査研究に関する事項
- 四 その他、大学の組織、教育、研究等の改善に資する調査研究に関する事項

### （委員長）

第 3 条 委員会の委員長は、学長が委嘱する者をあてる。

2 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

### （構 成）

第 4 条 委員会の委員は、本学教職員のうちから学長が委嘱する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ説明又は意見を求めることができる。

### （任 期）

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

### （議 決）

第 6 条 委員会は、構成員の過半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 議決は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### （報 告）

第 7 条 委員会は、第 2 条に定める事項の結果について学長に報告するものとする。

### （庶 務）

第 8 条 委員会の庶務は、社会連携学術推進室 I R 分室がこれを処理する。

### （その他）

第 9 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学長がこれを定めるものとする。

### 附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。